（一般競争の公告）
第５条　契約担当職が特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。
２　契約担当職は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条による公告は、契約事務取扱要領第10条第１項各号に掲げる事項及び同条第２項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてするものとする。
一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
二　契約事務取扱要領第９条第２項の規定による申請の時期及び場所
三　第10条に規定する文書の交付に関する事項
四　落札者の決定の方法
２　契約担当職は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約担当職は、前項の規定による公告において、契約担当職の氏名及び役職名並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語により、記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は契約事務取扱要領第９条第２項の規定による申請の時期
三　契約担当職の氏名及び役職名

（指名競争の公示等）
第７条　契約担当職は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示しなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名されるために必要な要件についてするものとする。
３　前項の規定により指名される競争参加者に対しては、契約事務取扱要領第10条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知しなければならない。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第１号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約事務取扱要領第９条第２項による申請があったときは、速やかに、その者が同条第１項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　契約担当職は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては契約事務取扱要領第10条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　契約担当職は、第１項に規定する一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　契約担当職は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（技術仕様）
第９条の２　契約担当職は、環境ラベルの使用基準を満たすような環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
２　契約担当職は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、第５条の公告又は第７条の公示において示されている場合に限る。
（入札説明書の交付）
第10条　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第３号に掲げる事項を除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約担当職の氏名並びにその所属する部又は室の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　その他必要な事項

（落札）
第10条の２　契約担当職は、予定価格の制限の範囲内であるものの、入札書に記載された申込みの価格が、他の入札書と比べ著しく低い価格である場合、当該価格が補助金及び相殺措置に関する協定で定める補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて、当該入札書を提出した者に確認を求めることができる。
（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）
第11条　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。
（随意契約によることができる場合）
第12条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。
一　契約担当職は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
二　契約担当職は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
三　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
四　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達部品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。